

労働関係調整法案の説明

昭二二、九、一八
法務部 査部

労働関係調整法案は目下議會で審議中のものであるが現下の社會情勢に鑑み参考の爲取敢へず配布する尚以下述ぶる説明は從來復員官署内に起つた問題に關連し法案中必要な二、三の事項を説明したに過ぎず又検討を要するものもあることを諒せられたい

一官公吏の労働争議禁止の條項を含めた労働関係調整法案は次の附帶決議を附して衆議院を通過し目下貴族院で審議中である

附帶決議案

1. 政府は速かに労働者の生活を深く考慮せる労働基準法を次期議會に提出せよ
2. 官吏の待遇改善に關し内閣に民主的な對策委員會を設け、萬全の措置を講ぜよ
3. 政府は本法施行の時期につき官公吏ならびに一般公益事業従業員の人格を尊重し、よろしく深甚なる政治的考慮をなすべし

三 争議行爲を禁止せられてゐる者の範圍は第三十八條にて明瞭で、職員
署の職員は雇傭人も含め、全員此の内に包含せらる

三 争議行爲の定義は第六條第七條に於て明らかである

四 労働組合法に依つて團結權を認められ本法に依つて争議行爲を禁止さ
れた官公吏の労働組合の今後に於ける自己の主張貫徹の方法としては
組合の決議に基づく要求の提出、労働協約の活用、労働委員會を利用
する方法等があり、他の何等かの新たな方法が発見せらるゝかもわから
ない

五 官公吏の特殊地位を認めるが故に争議權を否定したのだと云ふ政府及
與黨側の説明は、反面野黨側や労働組合側の云ふ様に官公吏の人格、自
身の能力を認めない結果となり、今後官公吏の合法的な怠業の一つの口
實となるであらうが、官公吏の待遇改善の實施や附帯決議の具體化等に
より大なる影響はないかと思はれる

六 官公吏の争議實施の刑罰は罰金刑である尙第四十條は官公吏にも適用

せらるゝものと解すべきであるから解雇その他不利益を取扱は労働
委員会の同意がなければ出来ない

労働協約は官公吏労働組合に於ても勿論支障はない但し官吏に對し
ては官吏關係の法令に違反する様な協約の締結は之を認むることは
出来ぬから當然に制約が生れてくる

労働関係調整法（案）

第一章 総則

第一條 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 労働関係の當事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機關の設置及びその運営に關する事項を定めるやうに、且つ労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條 政府は、労働関係に關する主張が一致しない場合に、労働関係の當事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて争議行爲をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四條 この法律は、労働関係の當事者が、直接の協議又は團體交渉に

1883

よつて、労働條件その他労働關係に關する事項を定め、又は労働關係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものでないよとも、又、労働關係の當事者が、かゝる努力をする責務を免除するものではない。

第五條 この法律によつて労働關係の調整をなす場合には、當事者及び労働委員會その他の關係機關はできるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條 この法律に於て労働爭議とは、労働關係の當事者間において、労働關係に關する主張が一致しないで、そのために爭議行爲が発生してゐる状態又は發生する虞がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行爲とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働關係の當事者がその主張を貫徹することを目的として行ふ行爲及びこれに對抗する行爲であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律に於て公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

一 運輸事業

二 郵便、電信又は電話の事業

三 水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四 醫療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員會の決議によつて、業
務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく
危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定する
ことができる。

前項の中央労働委員會の決議においては、使用者を代表する委員
労働者を代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意が
なければならぬ。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、

遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならぬ。

第九條 爭議行為が発生したときは、その當事者は、直ちにその旨を労働委員会又は行政官廳に届け出なければならぬ。

第二章 斡旋

第十條 労働委員会は、斡旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならぬ。

第十一條 斡旋員候補者は學識経験を有する者で、この章の規定に基づいて労働爭議の解決につき援助を與へることが出来る者でなければならぬが、その労働委員会の管轄區域内に住んでゐる者でなくても差支へない。

第十二條 労働爭議が発生したときは、労働委員会の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、斡旋員名簿に記されてゐる者の中から、斡旋員を指名しなければならない。但し、労働委員会の同意を得れば、斡旋員名簿に記されてゐない者を臨時の斡旋員

に委嘱することもできる。

第十三條 幹旋員は、關係當事者間を幹旋し、雙方の主張の要點を確め、事件が解決されるやうに努めなければならぬ。

第十四條 幹旋員は自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員会に報告しなければならぬ。

第十五條 幹旋員候補者に関する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の當事者が、雙方の合意又は労働協約の規定により、別の幹旋方法によつて、事件の解決を圖ふことを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 労働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、罷停を行ふ
一 關係當事者の双方から、労働委員會に對して、罷停の申請がなされ
たとき。

二 關係當事者の雙方又は一方から、労働協約の定に基いて、労働委員
會に對して、罷停の申請がなされたとき。

三 公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、労働委員
會に對して、罷停の申請がなされ、労働委員會が罷停を行ふ必要が
あると決議したとき。

四 公益事業に關する事件につき、労働委員會が職權に基いて、罷停
を行ふ必要があると決議したとき。

五 公益事業に關する事件はその事件が規模が大きいため若しくは
特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及
ぼす事件につき、行政官廳から、労働委員會に對して、罷停の請求
がなされたとき。

前項の規定によつて地方労働委員会又は特別労働委員会の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員会は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職権に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央労働委員会が職権に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する委員労働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員会を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員会の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同數でなければならぬ。

第二十條 調停委員会の委員は、労働委員会委員の中から、労働委員会委員の會長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員会委員の會長は、労働委員会の委員以外の者を、調停委員会の委員に委嘱すること

ができる。

一 労働委員会の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二 労働委員会の委員以外の者を労働者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の労働者を代表する委員の同意を得たとき。

三 労働委員会の委員以外の者を、第三者である調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半数の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員会に委員長を置く。委員長は、調停委員会で、第三者である委員の中から、これを選舉する。

第二十三條 調停委員会は、委員長がこれを召集し、その職務は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員会は、期日を定めて、關係當事者の出席を求め、その意見を徴さなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員会は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員会は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告するとともにその調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

第二十七條 公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するため、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働争議の當事者が、雙方の合意又は労働協約の規定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 労働委員会は、左の各號の一に該当する場合に、仲裁を行う。

一 關係當事者の雙方から、労働委員会に對して仲裁の申請がなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をなさなければならぬ旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の雙方又は一方から、労働委員会に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 労働委員会による労働争議の仲裁は、特別の委員会を設けることなくこれを行う。但し、事件の事實調査のため、小委員会を設

けることは差し支へない。小委員会が労働委員会の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならぬ。

第三十二條 仲裁をなす場合には、労働委員会は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することが出来る。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成して之を行ふ。その書面には効力が発生の期日も記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

第三十五條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は労働協約の規定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ふことを妨げるものではない。

第五章 争議行爲の制限禁止等

第三十六條 工場等事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行爲は、争議行爲としてでもこれをなすこととはできない。

第三十七條 公益事業に關し、關係當事者が争議行爲をなすには、第十

1893

八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて國体の申請をなしその申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を經過した後でなければならぬ。但し、争議行為の發生中にその事業が八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその争議行為については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防隊長、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他の者は、争議行為をなすこととはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその團體、労働者の團體又はその他の者若しくはその團體は、これを以て罰金以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない團體であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

1894

一個の爭議行為に關し科する罰金の總額は、一萬圓を超えざることとは
できない。

法人、法人でない使用者又は労働者の組合、爭議團體の團體であつて
解散したものにも、第一項の規定を適用するについては、その團體は
なほ存在するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による労働爭議の調整をなす場合におい
て労働者かした発言又は労働者が爭議行為をなしたことを理由とし
て、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をするこ
とはできない。但し、労働委員會の同意があつたときは、この限りでな
い。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合においては、その行為をな
した者は、これを五箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、労働委員會の請求を待つてこ
れを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす組合において、その公正な進行を妨げる者に対しては、調停委員会の委員長又は労働委員会の会長は、これに退場を命ずることが出来る。

第六章 費用辨償

第四十四條 労働委員会の委員、第十二條の幹旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員会の委員並びに労働委員会による労働争議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者は、勅令の定めるところにより、費用の辨償を受ける。

附則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働争議調停法は、これを廢止する。

労働組合法の一部を次のやうに改正する。

労働組合法第十一條第一項を次のやうに改める。

使用者ハ労働者が労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ構成セント

シ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正當ナル行爲ヲ爲シ
タルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル
取扱ヲ爲スコトヲ得ス